

岩手県教育委員会告示第5号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第34条第2項の規定により、技能教育のための施設の連携科目等について、次のとおり指定し、及び指定を解除した。

令和4年7月1日

岩手県教育委員会

教育長 佐藤 博

1 技能教育のための施設の名称及び所在地

(1) 名称 星北高等学園

(2) 所在地 紫波郡矢巾町北矢幅第1地割9番地3

2 指定した連携科目等

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
ビジネス・コミュニケーション	ビジネス・コミュニケーション

3 指定を解除した連携科目等

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
ビジネス実務	ビジネス実務

4 指定及び解除の年月日 令和4年4月1日